

～ 大学との共同開発で、「長崎発」の新製品・新技術を！ ～

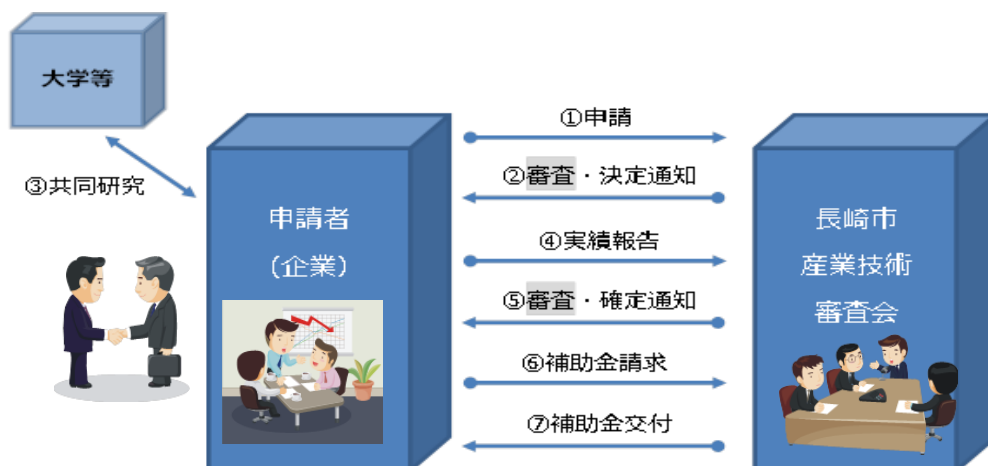
挑戦型共同研究開発支援補助金

成長分野における新製品・新技術の開発を促進することを目的として、企業が大学等と共同で行う新製品等の研究開発経費の一部を補助します。

特に創業5年以内の企業等を対象に「ベンチャー枠」を設け、創業期における新製品・新技術の開発を促進します。

対象事業者	1 長崎市内に事業所を有していること 2 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
対象事業	新製品・新技術の開発を促進することを目的として、申請日以降に企業が大学等と共同で行う研究開発事業であって、研究未完了のもの。 ※大学の所在地は問いません。
対象期間	通常枠：最長3カ年（単年度で審査会において採択されたものについても、研究開発が継続している事業については、その残存期間等を申請することができます。）ベンチャー枠：単年度
補助経費	新製品・技術開発に係る費用のうち、共同研究契約経費、試作品製作の外部委託経費、特許取得経費（消費税及び地方消費税を含まない） 補助率 1/2 限度額 通常枠1年につき 2,000千円 ベンチャー枠 1,000千円（創業5年以内の事業者） ※補助対象経費の総額が10万円を超えないときは対象となりません。
申請書類	1 補助金等交付申請書 4 登記簿謄本（個人の場合は住民票）※原本 2 補助事業計画書 5 市税、事業税、消費税及び地方消費税 3 前年度決算書 の完納証明書※原本 6 役員等名簿（個人の場合は本人分を記載）
申請期間	令和2年6月30日（火）まで
選考方法	申請時・実績報告時はそれぞれ、有識者等による審査を行います。ベンチャー枠については、通常の審査より選考基準を緩和します。 実績報告時に、研究開発実績の審査を行ったうえで補助金を交付します。

《申請から交付までの流れ》



お問い合わせ

長崎市商工部商工振興課 工業貿易係
〒850-8685 長崎市桜町4-1 商工会館4階
TEL 095-829-1150 FAX 095-829-1151